

お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。 ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
この書面の表記について	この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からのお知らせ	●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 円建 ☎ 0120-037-560 米ドル建 豪ドル建 ☎ 0120-001-262 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

大和証券株式会社

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
www.nw-life.co.jpNW-02-24012-13 (24.07)
DWA125-2410 (国)

【2024年10月版】

at will 積立利率金利連動型年金(AII型)
積立利率金利連動型年金(米ドル建)
一年金額確定特約付
[アットウィル] 積立利率金利連動型年金(豪ドル建)
年金型 (円建/米ドル建/豪ドル建)

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット
(契約概要／注意喚起情報)



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

大和証券
Daiwa Securities

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員として、

金融機関窓販領域を中心に資産形成・資産承継に資する商品・サービスを

ご提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナハイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度についてはこちら



「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

CONTENTS

■ 商品パンフレット	1
■ 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）	21
■ お客さまへの送付書類のご案内	43
■ WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内	

「ご契約のしおり・約款」はニッセイ・ウェルス生命ホームページに掲載しています（WEB版）。冊子でのお受け取りを希望される場合は、ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

人生100年時代に向けて・・・

3つの方法で年金の準備ができます。



すぐに受取って、
ご家族にもものこすために

安心して
長生きする ために

決まった金額を
計画的に受取るために

終身年金プラン

年金総額保証付終身年金

一生涯のお受取り

最短でご契約の2ヵ月後*から、一生涯の年金を受取れます。

*据置期間0年で、年6回払または年12回払を選択した場合

契約通貨



くわしくは3～4ページへ

ながいき 年金プラン

年金総額保証付 後厚終身年金

一生涯のお受取り

契約当初の年金額は抑えて、将来多くの年金額を一生涯受取れます。

契約通貨



くわしくは5～6ページへ

確定年金プラン

確定年金

据置期間 一定期間でのお受取り

据置期間と年金受取期間を定めて、決まった金額を計画的に受取れます。

契約通貨



くわしくは7～8ページへ

便利な機能

年金のお受取りについて

外貨建の場合も、
● 円で受取れます
円で受取る際の、
為替手数料は無料です。

※お受取りの際の為替レート：
TTM (対顧客電信仲値)

⚠ 為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。

毎月受取れます

年金受取回数は、年1回・2回・4回・6回・12回よりお選びいただけます。

※ながいき年金プランの場合、前期年金受取期間中の受取回数は年1回のみとなります。

※円建で据置期間0年(即時払年金特則付加)の場合、年1回払はご選択いただけません。



ご注意

- この商品パンフレットでは、3つの商品について概要を説明しています。それぞれ商品内容、リスク、費用が異なりますので、ご検討・お申込みにあたっては、該当商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- ご契約後に、通貨を変更することはできません。

終身年金プラン

【契約年齢】0歳～89歳

年金総額保証付終身年金

すぐに受取って、ご家族にもものこすために

年金を一生受取れます。

契約通貨



円建



米ドル建



豪ドル建

契約後すぐに*一生、年金を受取れます



受取る

被保険者が亡くなられた場合も、年金受取累計額が保証金額に達するまでは、ご家族が年金を受取れます。

*据置期間0年で、年6回払または年12回払を選択した場合、最短でご契約の2ヵ月後から年金を受取ることができます。



固定金利

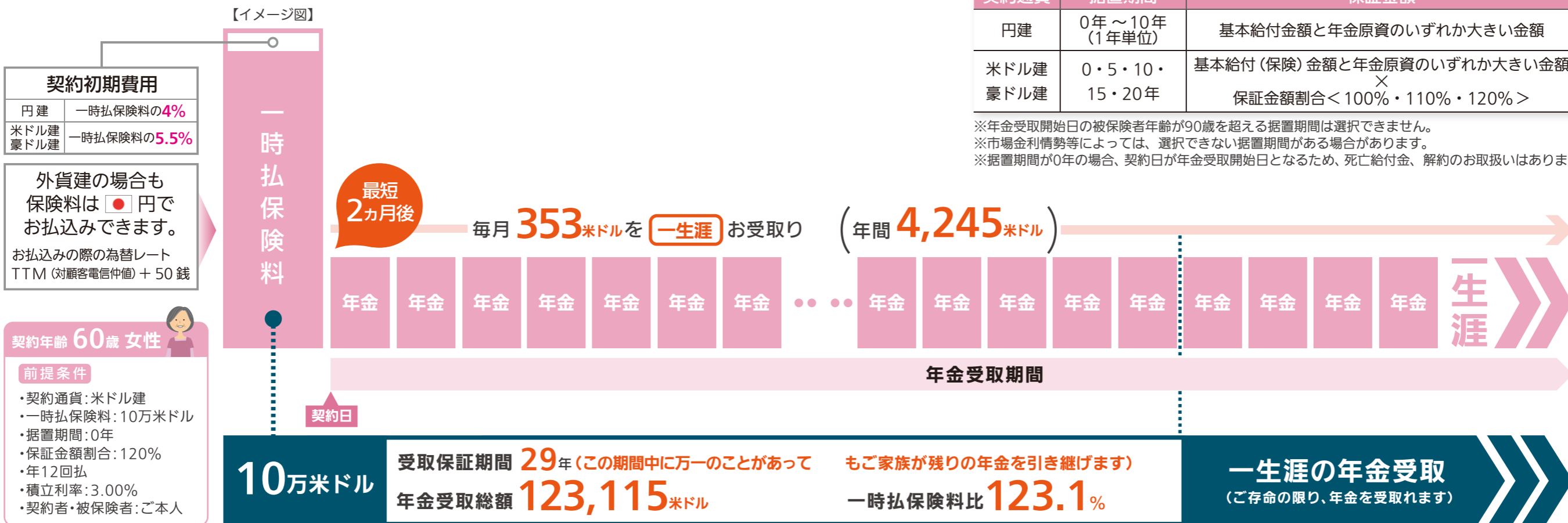
年金額は一定です

固定利率で運用、契約通貨建の年金額はご契約時に確定します。

● 据置期間と保証金額について

契約通貨	据置期間	保証金額
円建	0年～10年 (1年単位)	基本給付金額と年金原資のいずれか大きい金額
米ドル建 豪ドル建	0・5・10・ 15・20年	基本給付(保険)金額と年金原資のいずれか大きい金額 × 保証金額割合 < 100%・110%・120% >

※年金受取開始日の被保険者年齢が90歳を超える据置期間は選択できません。
 ※市場金利情勢等によっては、選択できない据置期間がある場合があります。
 ※据置期間が0年の場合、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取扱いはありません。



ご注意

上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

安心して長生きするために



この保険のリスクと費用について

- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
 - この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。
- リスクと費用の詳細につきましては、[注意喚起情報](#) 冒頭をご覧ください。

契約当初の年金額を抑えることで、将来多くの年金額を

一生涯受取れます。

契約通貨



米ドル建



豪ドル建



一生涯年金を受取れます

被保険者が亡くなられた場合も、年金受取累計額が一時払保険料と同じ金額に達するまでは、ご家族が年金を受取れます。



契約日から最短5年経過後に年金額が増加します

増加した後の年金額は、一生涯変わりません。

●据置期間、前期年金受取期間と保証金額について

据置期間	前期年金受取期間	保証金額
0年	5年～20年(1年単位)	一時払保険料と同額

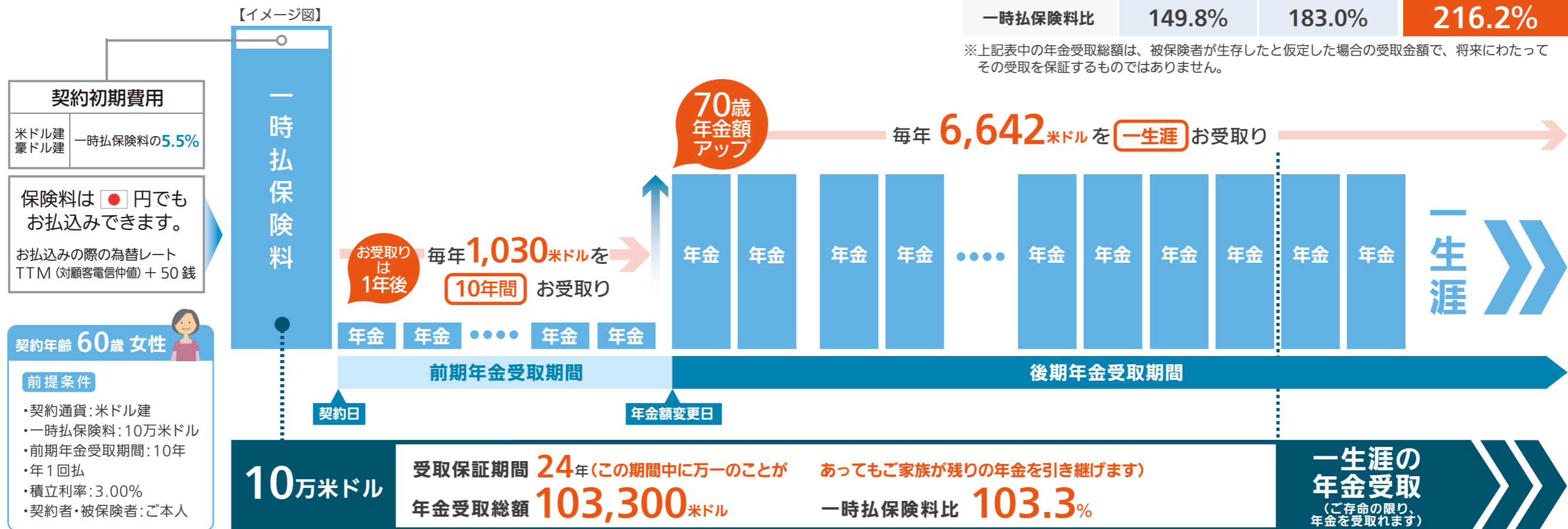
※初回の年金のお受取りは、契約日の1年後となります。

※据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取扱いはありません。

●長生きすると…

	90歳時	95歳時	100歳時
年金受取総額	149,800米ドル	183,015米ドル	216,229米ドル
一時払保険料比	149.8%	183.0%	216.2%

※上記表中の年金受取総額は、被保険者が生存したと仮定した場合の受取金額で、将来にわたってその受取を保証するものではありません。



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

決まった金額を計画的に受取るために



この保険のリスクと費用について
 ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
 ・この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。
 リスクと費用の詳細につきましては、[注意喚起情報](#) 冒頭をご覧ください。

据置期間と年金受取期間を定めて、決まった金額を計画的に受取れます。

契約通貨 円建 米ドル建 豪ドル建



受取期間を指定できます

据置期間や年金受取期間を、柔軟に設定できます。



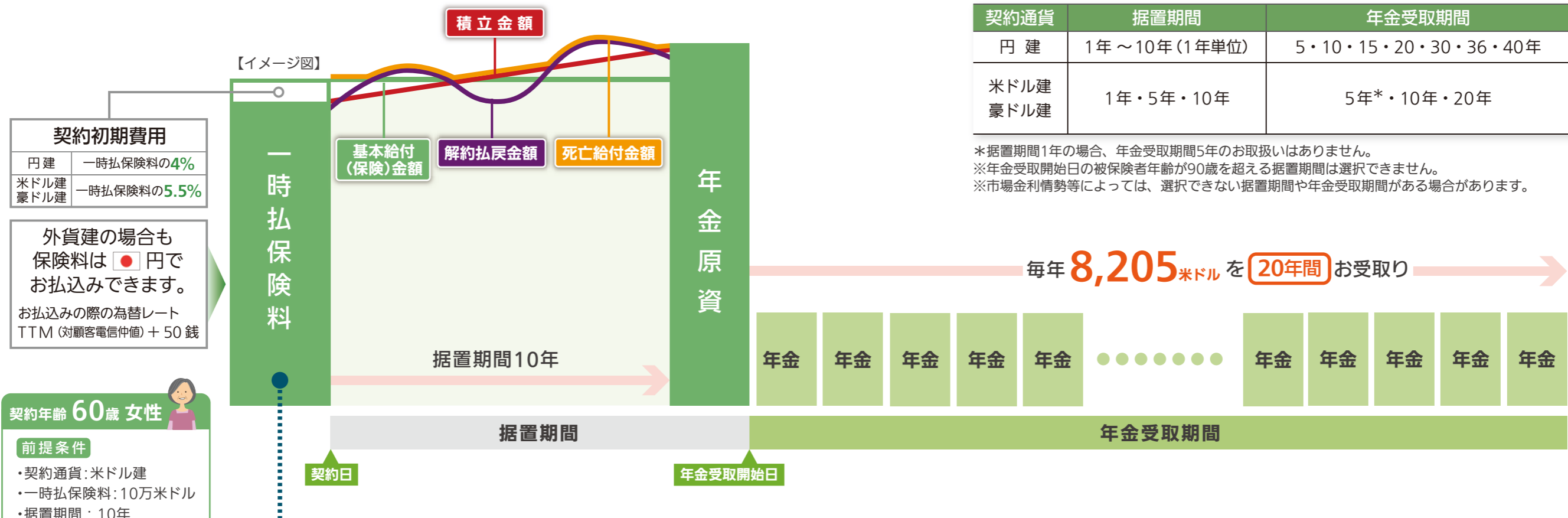
年金額は一定です

ご契約時に契約通貨建の年金受取総額が確定します。

● 据置期間と年金受取期間について

契約通貨	据置期間	年金受取期間
円建	1年～10年(1年単位)	5・10・15・20・30・36・40年
米ドル建 豪ドル建	1年・5年・10年	5年*・10年・20年

*据置期間1年の場合、年金受取期間5年のお取扱いはありません。
 ※年金受取開始日の被保険者年齢が90歳を超える据置期間は選択できません。
 ※市場金利情勢等によっては、選択できない据置期間や年金受取期間がある場合があります。



10万米ドル

据置期間が長いほど、年金原資は大きくなります。

年金受取期間 20年 (この期間中に万一のことがあってもご家族が残りの年金を引き継げます)
 年金受取総額 164,114米ドル 一時払保険料比 164.1%



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

新為替ターゲット特約について

契約通貨



米ドル建



豪ドル建

外貨建の年金を円で受取る際の、 為替リスクに備えることができます

新為替ターゲット特約を付加することで、年金受取日の為替レートがお客さまが指定したレート（為替ターゲットレート）より円高になった場合、外貨のまま年金を据え置きます。据え置かれた年金は、次回以降の年金受取日に、為替ターゲットレート以上の円安になった際にまとめてお受取りいただきます。

年金を円で受取る際の、為替手数料は無料です。

※年金受取の円換算時の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）

●ご指定いただける為替ターゲットレートの範囲

米ドル建 1米ドル } **50円～200円** 1円単位
豪ドル建 1豪ドル }

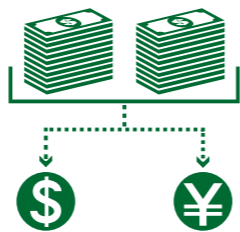
**為替ターゲットレートは、
お電話で変更できます。**

※毎年の年金受取日を基準とし、年単位で適用されます。
（適用されるレートの変更は年1回となります。）

お手続きは裏面の
カスタマーサービス
センターまで

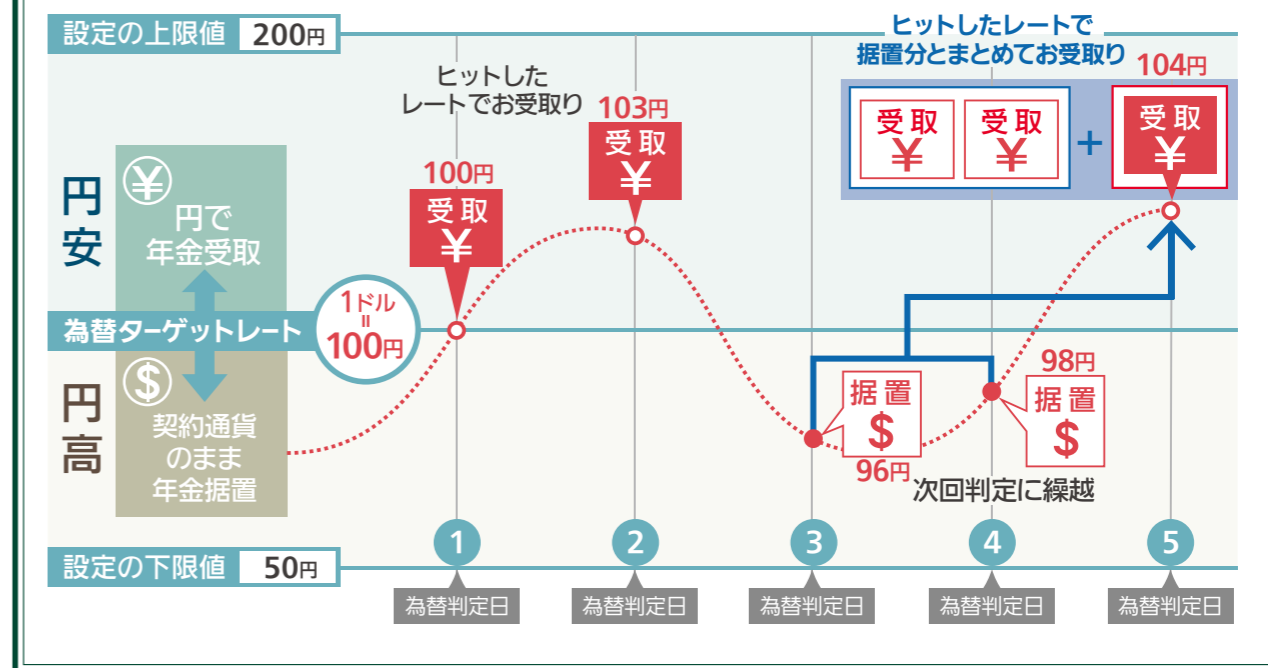
**据え置かれた年金と利息は、
契約通貨または円で引き出す
ことができます。**

※据え置かれた全額の引き出しとなります。



●新為替ターゲット特約による受取り・据置イメージ

【イメージ図】 為替ターゲットレートを1ドル=100円に設定した場合



●年金を分割受取しても、毎回為替判定を行います。

Q 為替判定の回数をふやす方法がありますか？

A たとえば年金受取期間20年で年12回払にした場合は、合計で240回分の年金の為替判定があります。年1回受取なら20回ですので、年金受取回数をふやした方が、受取るチャンスがふえます。

<1年間の為替判定の回数(据置期間が0年以外のイメージ)>

- 年1回払 ①.....②→
- 年12回払 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬→



- この特約によって、すべての為替リスクを回避できるものではありません。
- 年金受取の最終分(据置年金があった場合は据置年金とその利息を含みます)については、最後の為替判定日の為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨でお受取りいただきます。ただし、年金受取人からのお申し出があった場合は、円で年金をお受取りいただくことが可能です。

万一の場合のお取扱い(死亡給付金・継続年金) について

据置期間中に被保険者が亡くなられたとき

■死亡給付金を一括で受取れます。

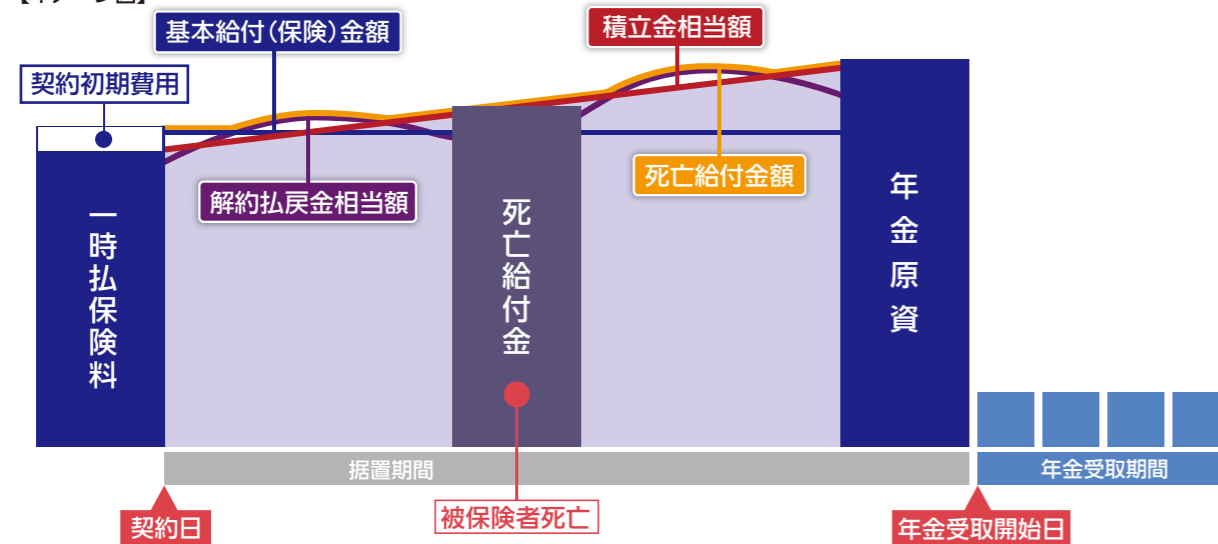
死亡給付金を死亡給付金受取人にお受取りいただきます。死亡給付金額は、被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。

- ①基本給付(保険)金額
- ②積立金相当額
- ③解約払戻金相当額

据置期間が0年の場合は、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金のお取扱いはありません。

※円建の場合、一括受取にかえて年金で受取ることもできます(新遺族年金支払特約付加)。

【イメージ図】

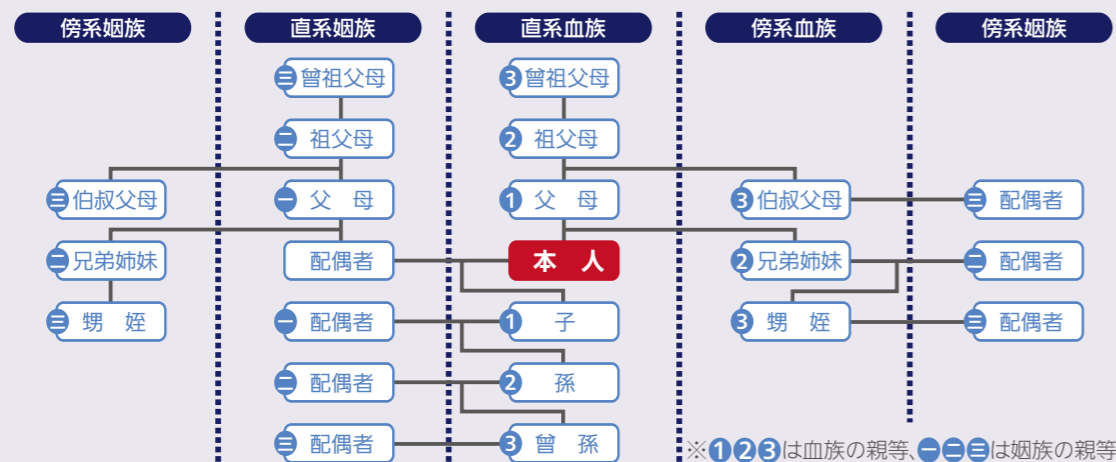


⚠️ 死亡給付金の免責事由(責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等)に該当した場合等、死亡給付金をお支払いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

指定できる死亡給付金受取人、継続年金受取人の範囲

- 死亡給付金受取人：被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。
※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。
- 継続年金受取人：年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。

【参考】3親等の範囲



年金受取期間中に被保険者が亡くなられたとき(被保険者=年金受取人の場合)

■ご家族に年金を引き継ぎます。

継続年金受取人を指定することで、残りの期間の年金(継続年金)*をお受取りいただけます。ただし、継続年金の一括受取をする場合は、解約および年金の一括受取をする場合と同様に市場価格調整が適用されます。

市場価格調整については [15 ページ](#)へ

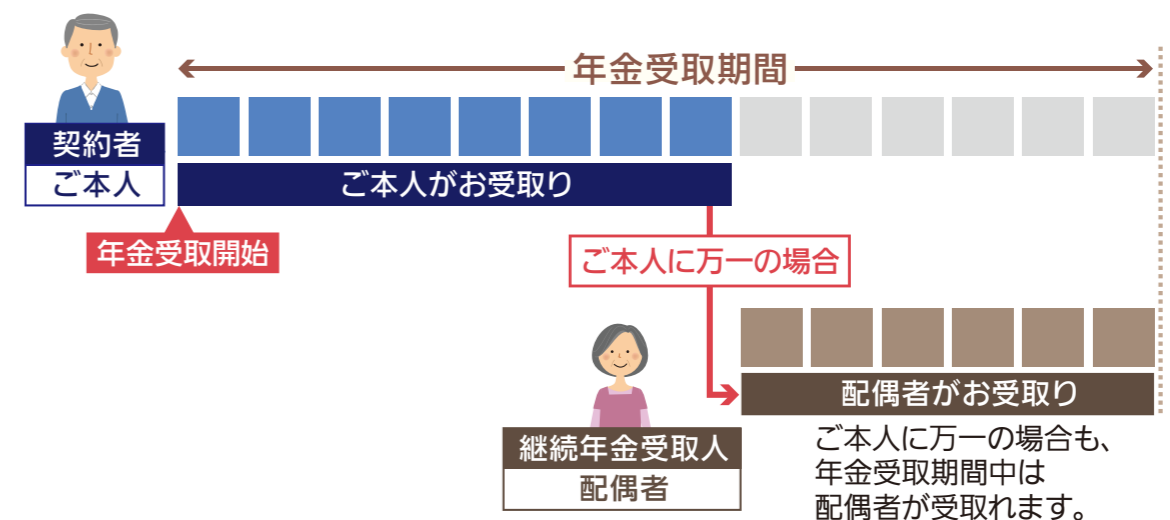
*年金総額保証付(後厚)終身年金の場合は残りの受取保証期間、確定年金の場合は残りの年金受取期間の年金受取となります。

※円建かつ確定年金の場合、継続年金の受取にかえて、死亡一時金で受取ることもできます。

契約形態

契約者	ご本人
被保険者	ご本人
年金受取人	ご本人
継続年金受取人	配偶者

【イメージ図】確定年金の場合



年金保険をリレーする

ご家族を被保険者や継続年金受取人に指定して、年金を引き継いでいくことができます。

夫婦リレー 配偶者の一生涯の年金を確保

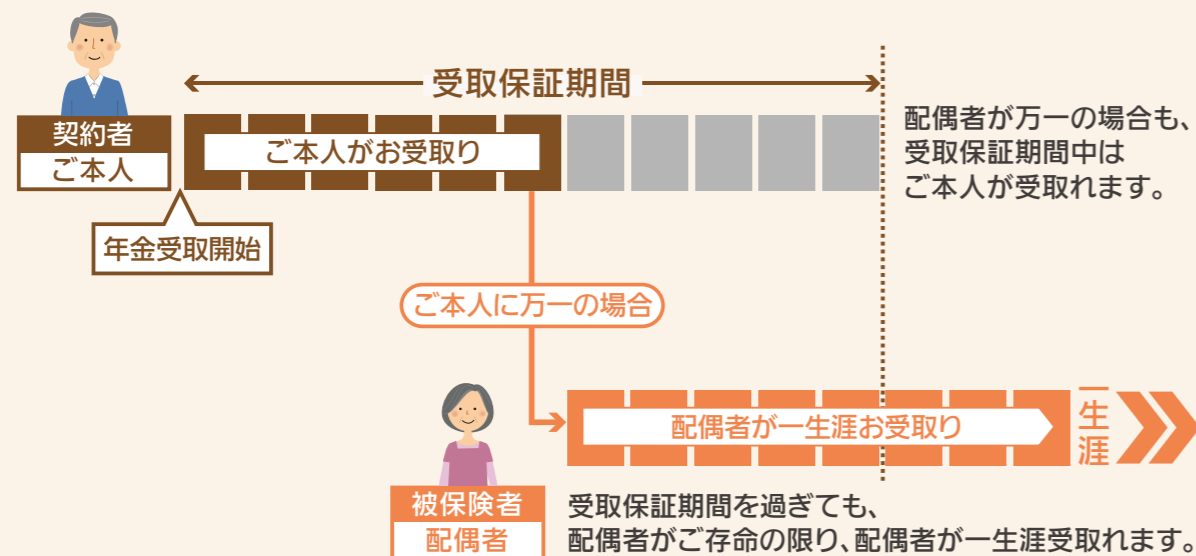
終身年金プラン の場合

契約形態



ご本人が亡くなられた後も、配偶者(被保険者)が一生涯年金を受取れます。

【イメージ図】



- ご注意**
- 被保険者が亡くなった場合、受取保証期間経過後の年金のお受取りはありません。
 - 年金受取人が亡くなった場合、年金受給権(年金として受取る権利)が相続税の対象となります。

■契約形態の例



契約形態	契約者	被保険者	年金受取人	継続年金受取人
夫婦リレー	夫	妻	夫	妻
親子リレー	親	子	親	子
孫リレー*	祖父母	孫	祖父母	孫

*孫の親(祖父母の子)が存命中に、祖父母の相続が発生し、相続人でない孫が年金を引き継いだ場合、相続税の2割加算の対象となります。

■プランニングのポイント

のこしたいご家族を**被保険者**および**継続年金受取人**に指定することで、ご家族が**一生涯にわたり**年金を受取れます。

年金受取開始後に相続が発生した場合、年金は継続年金受取人の固有の財産*となります。

*ただし、最高裁の判決において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象となるとされています。



積立利率／市場価格調整について

積立利率について

積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。



ご注意

- 契約日で適用される積立利率が決まります。例えば申込日が「1日～15日」でも、契約日が「16日～末日」となる場合には、契約日時点での積立利率が適用されますので、申込日時点での積立利率と異なる可能性があります。

※契約日とは、ニッセイ・ウェルス生命がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受取った日を指します。

- 積立利率は積立金に対する利回りであり、一時払保険料に対する利回りではありません。

市場価格調整について

市場価格調整とは、「据置期間中の解約払戻金の受取」、「年金の一括受取」等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。

ご契約時点よりも**市場金利が高くなる**と**資産価値は減少**し、一方、ご契約時点よりも**市場金利が低くなる**と**資産価値は増加**する性質があります。

▼解約（減額）について

年金受取開始日前であればいつでも、解約（減額）をして解約払戻金を受取ることができます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額} \times (1 - \text{解約計算基準日の市場価格調整率})$$



ご注意

- 一時払保険料のうち、一部が契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- 解約払戻金は積立金に対する資産の時価を反映させるため「市場価格調整」が適用され、一時払保険料を下回る可能性があります。

▼年金の一括受取について

年金受取開始日以後、年金受取人が将来の年金受取にかえて、未払年金の現価を一括して受取ることができます。

$$\text{年金の一括受取額} = \text{基準となる金額}^* \times (1 - \text{年金一括受取計算基準日の市場価格調整率})$$

*基準となる金額は年金種類ごとに以下のとおりになります。

- 確定年金：残余年金受取期間に対する未払年金の現価
- 年金総額保証付（後厚）終身年金：受取保証部分の未払年金の現価（据置期間が0年の場合、年金受取日後の支払期日が未到来の年金の現価との合計額）



ご注意

年金を一括受取する場合、対象となる金額に対する資産の時価を反映させるため、「市場価格調整」が適用され、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。また、据置期間が短いご契約の場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

税金のお取扱いについて

▼生命保険料控除について

お払い込みいただいた保険料は、払い込んだ年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。
※個人年金保険料控除の対象ではありません。

▼解約払戻金（解約差益）に対する課税

年金種類	契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）＋住民税	
確定年金	源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税

▼死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

▼年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税	所得税（雑所得）＋住民税
年金総額保証付後厚終身年金		
確定年金		所得税（一時所得）＋住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

▼税務取扱上の換算基準日と適用為替レート（米ドル建／豪ドル建の場合）

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外国通貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	適用為替レート*
保険料	一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡給付金	支払事由発生日（相続税・贈与税の対象となる場合）	TTB（対顧客電信買相場）
	支払事由発生日（所得税の対象となる場合）	TTM（対顧客電信仲値）
年金	年金受取日	TTM（対顧客電信仲値）
年金の一括受取	必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金	必要書類の当社到着日（源泉分離課税の対象となる場合）	TTB（対顧客電信買相場）
	必要書類の当社到着日（所得税の対象となる場合）	TTM（対顧客電信仲値）

*ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。

※特約の付加により円でお受取りになる場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。



ご注意

- 税務のお取扱いは2024年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

税金のお取扱いについて

▼年金受取にかかる税金の計算方法について(契約者=年金受取人の場合)

●年金受取にかかる税金の計算方法は以下のとおりとなります。

$$\text{年金年額} - \text{必要経費} = \text{雑所得}$$

お受取りになった年金額から必要経費を差し引いた金額が**雑所得**となります。
雑所得は総合課税となりますので、他の所得と合算された金額で税率等が決まります。
そのため、年金をお受取りになる方の所得金額によって税額が異なります。

●必要経費の計算方法は以下のとおりとなります。

必要経費は1年間(課税対象となる期間)に受け取った年金年額に必要経費割合を掛けた金額となります。
必要経費割合は一時払保険料と年金受取見込総額で計算されます。

$$\text{必要経費} = \frac{\text{1年間に受け取った年金年額}}{\text{年金受取見込総額}^* (1 \text{ 回目の年金年額} \times \text{所定の期間})} \times \text{必要経費割合} \times \text{一時払保険料}$$

※小数点第3位以下切り上げ

*年金総額保証付後厚終身年金の年金受取見込総額は以下の式により算出されます。
前期年金年額×前期年金受取期間+後期年金年額×(所定の期間-前期年金受取期間)

◆「所定の期間」の算出基準

終身年金の場合	受取保証期間 もしくは 余命年数のいずれか長い期間
確定年金の場合	年金受取期間

◆必要経費計算用の余命年数表

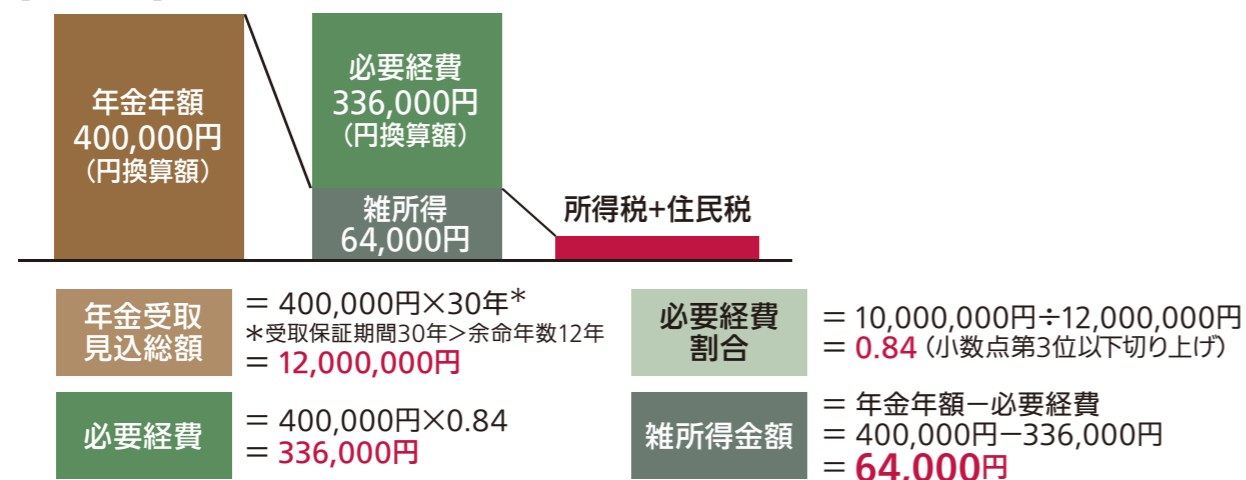
余命年数は、所得税法施行令82条の3別表に定める年金受取開始日における年齢の余命年数となります。

年金受取開始日の年齢(一部抜粋)		60歳	65歳	70歳	75歳
余命年数	男	19年	15年	12年	8年
	女	23年	18年	14年	11年

●雑所得の計算例(年金総額保証付終身年金の場合)

【前提条件】被保険者:男性、70歳/一時払保険料:1,000万円/据置期間:0年/契約通貨:米ドル建/受取保証期間:30年
年金年額:4,000米ドル/為替レート:1米ドル=100円

【イメージ図】



※契約通貨が外貨建の場合、税金の計算は全て円貨に換算のうえ行います。

●年金種類別 雑所得の試算一覧(概算)

【前提条件】契約年齢:60歳/契約通貨:米ドル建/一時払保険料:10万米ドル/年1回払

年金種類	据置期間	保証金額割合 (年金受取期間)	積立利率	男性		女性	
				必要経費割合	雑所得	必要経費割合	雑所得
年金総額保証付終身年金	0年	100%	3.00%	0.97	19,255円	0.95	28,562円
		110%	3.00%	0.87	81,336円	0.89	62,380円
		120%	3.00%	0.80	121,525円	0.81	106,287円
年金総額保証付後厚終身年金 (前期年金受取期間:5年)	0年	100%	3.00%	0.97	24,112円	0.95	34,554円
確定年金	5年	(20年)	3.00%	0.71	266,851円	0.71	266,851円

※年金総額保証付後厚終身年金の必要経費割合は前期・後期同率です。雑所得の金額は後期年金受取期間のものを記載しています。

注意 上記の金額は、年金受取にかかる雑所得の金額の概算をご理解いただくものであり、一時払保険料の円換算時および年金受取時に毎回適用される為替レートを、1米ドル=130円と仮定して雑所得の金額等を計算しています。実際のご契約における金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

参考 年金所得者の申告不要制度

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ①公的年金等の収入金額の合計金額が 400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20万円以下

※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。

※②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。

※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。

※住民税については、申告が必要となる場合があります。

注意 税務のお取扱いは2024年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
・所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

ご契約時に付加できます。契約後はお客さまからのお申し出により中途付加・変更が可能です。特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理	契約内容照会
保険契約者代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人 が所定の手続きを行うことができます。 ※年金受取開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。	○	○ 契約者と受取人が同一人の場合	
	+ ご家族登録制度 契約者は保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。			○
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、 被保険者にかわり、指定代理請求人 が年金の代理請求を行うことができます。		○	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます！



契約者のためにまとまったお金が必要だけど認知症で解約の手続きができない…
どんな内容の保険に入っていたんだっけ…



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が
手続可能です。
保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。
*財産の帰属先はあくまでも契約者本人です。なお、
保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限
があります。

保険契約者代理特約には「ご家族登録制度」が
付帯されます。

「ご家族登録制度利用規程」
はこちら



■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✕ 対象外となるお手続き
<input type="checkbox"/> 保険証券再発行 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 減額・解約 <input type="checkbox"/> 死亡給付金の請求 (死亡給付金受取人が契約者と同一人の場合) 等	<input type="checkbox"/> 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります (例：解約等の出金を伴うお手続き)。



ご注意

代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます！



被保険者が入院中で意識がないため年金を請求できない…



指定代理請求特約を活用すると…

あらかじめ指定された指定代理請求人が
請求可能です。
ただし、年金は指定代理請求人の口座では
お受け取りできません。

■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A		A	指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
A		B	指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

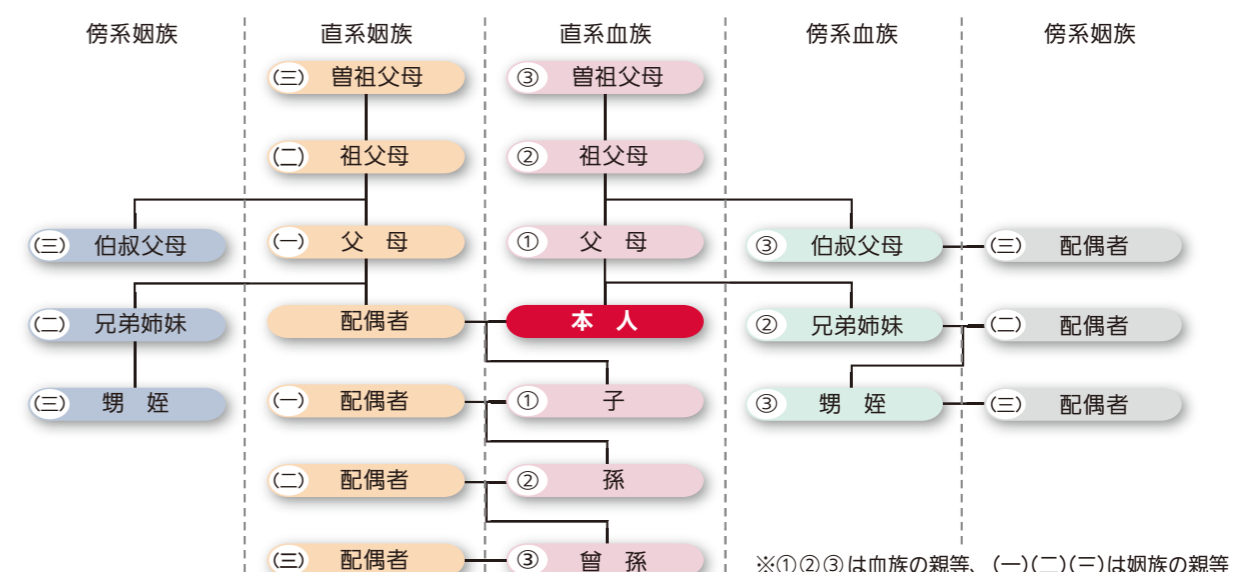
死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とするをおすすめします。

保険契約者代理人 契約者と次の関係にある人 **指定代理請求人** 被保険者と次の関係にある人

- ① 戸籍上の配偶者
- ② 直系血族
- ③ 兄弟姉妹
- ④ 同居または生計を一にしている3親等内の親族
- 上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人
- ⑤ 同居または生計を一にしている人
- ⑥ 財産管理を行っている人
- ⑦ 死亡給付金受取人・継続年金受取人
- ⑧ その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金受取開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。
※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、契約時に年金額が確定する保険料一時払の定額年金保険です。

この保険の正式名称は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

契約通貨 (契約時に選択)	正式名称
● 円建	積立利率金利連動型年金 (A II 型)
● 米ドル建	積立利率金利連動型年金 (米ドル建) 年金額確定特約付
● 豪ドル建	積立利率金利連動型年金 (豪ドル建)

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：[円建] 0120-037-560 [米ドル建・豪ドル建] 0120-001-262 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された積立利率により運用され、将来の年金額がご契約時点において契約通貨建で確定します。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ (市場価格調整) となっております。
- 契約通貨に応じて、ご選択いただける年金種類は次のとおりとなります。

年金種類 契約通貨	年金総額保証付終身年金	年金総額保証付後厚終身年金	確定年金
	● 円建	○	—
● 米ドル建	○	○	○
● 豪ドル建	○	○	○

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。

■契約初期費用 (年金種類共通)

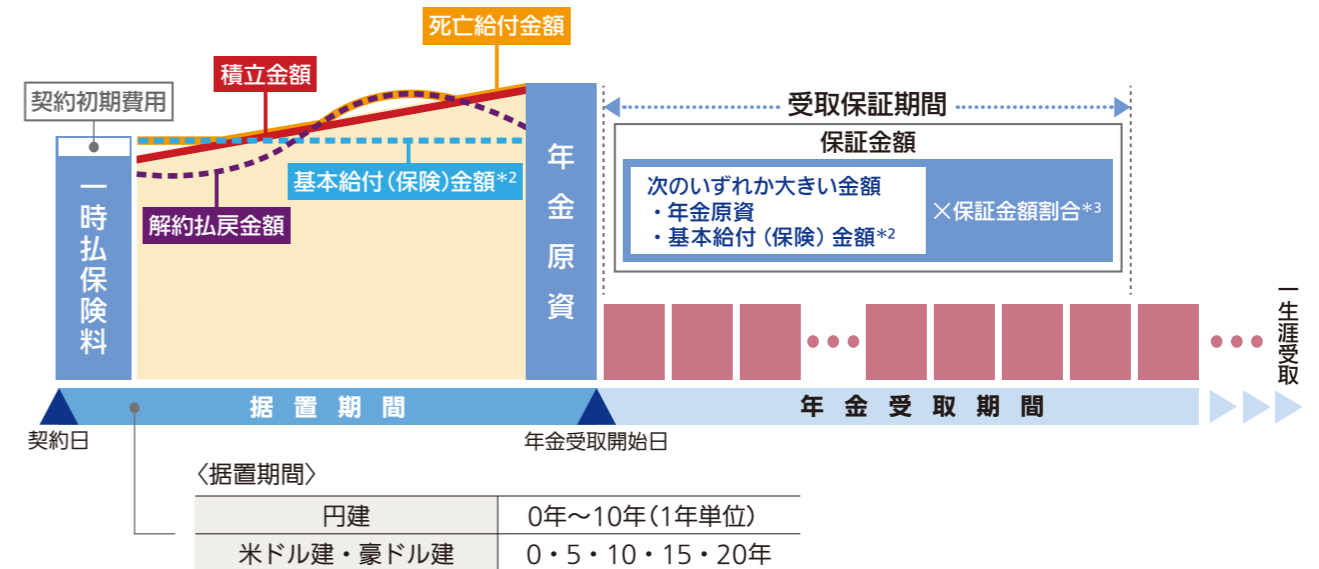
契約通貨	一時払保険料に対する割合
円建	4%
米ドル建・豪ドル建	5.5%

年金総額保証付終身年金

受取保証あり

● 円建 ● 米ドル建 ● 豪ドル建

最短でご契約の2ヵ月後*1から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り一定額の年金をお受取りいただけます。また、被保険者の生死にかかわらず、お受取りいただく年金総額は、年金原資または基本給付 (保険) 金額*2のいずれか大きい金額に保証金額割合*3を乗じた金額が契約通貨建で保証されます。



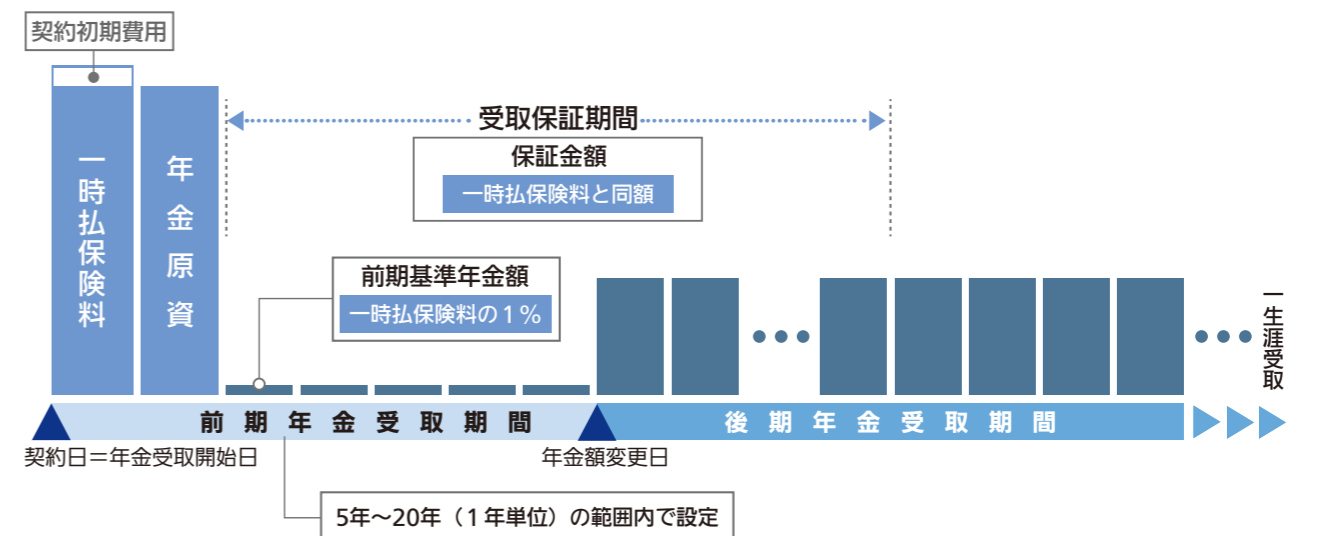
- *1 据置期間0年で、年金の受取回数が年6回または年12回払の場合
- *2 円建・豪ドル建の場合は基本給付金額、米ドル建の場合は基本保険金額となります。この金額は、減額がない限り一時払保険料と同額となります。
- *3 保証金額割合は、次のとおりとなります。
円建：100%、米ドル建・豪ドル建：100%・110%・120%

年金総額保証付後厚終身年金

受取保証あり

● 米ドル建 ● 豪ドル建

ご契約の1年後から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り年金をお受取りいただけます。ご契約当初から一定期間の年金額を一時払保険料の1%相当に抑えることで、年金額変更日以後の年金額が大きくなります。また、被保険者の生死にかかわらず、お受取りいただく年金総額は、一時払保険料相当額が契約通貨建で保証されます。

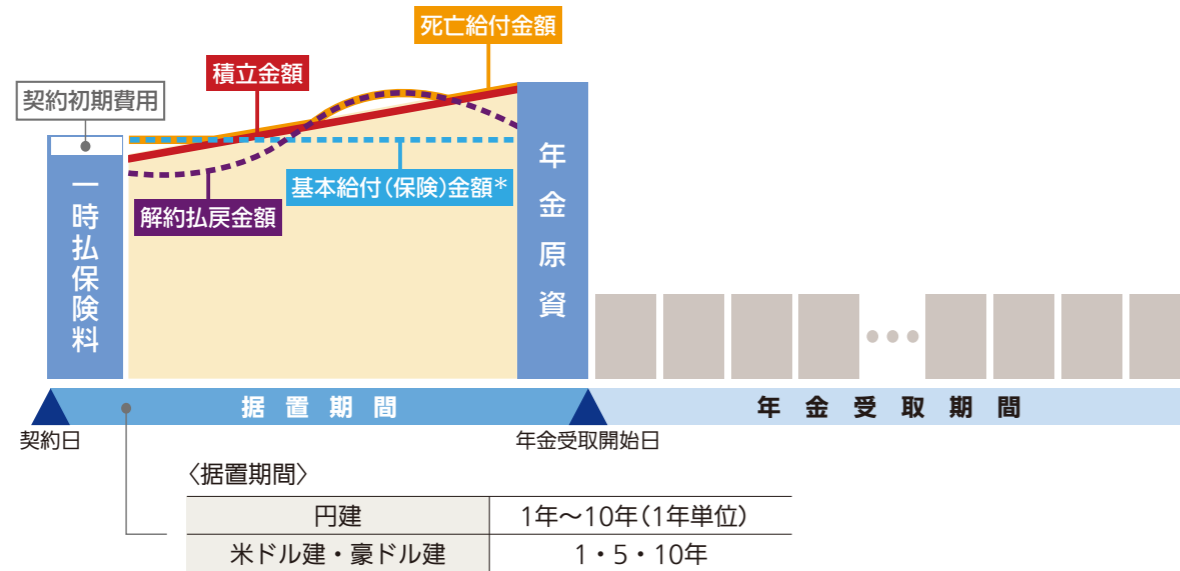


確定年金

一定期間での受取

● 円建 ● 米ドル建 ● 豪ドル建

据置期間経過後、指定された年金受取期間中、毎年一定額の年金をお受取りいただけます。



*円建・豪ドル建の場合は基本給付金額、米ドル建の場合は基本保険金額となります。この金額は、減額がない限り一時払保険料と同額となります。

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- 契約通貨が米ドル建や豪ドル建の場合、**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

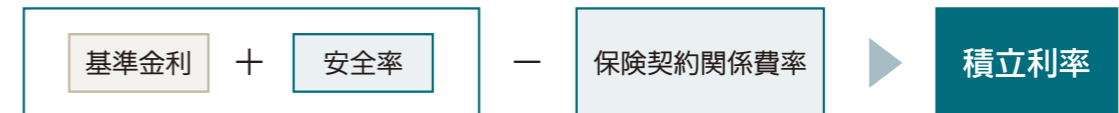
5 積立利率について

- 積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。**契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。**

※契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合、一時払保険料(相当額)を受取った日を指します。

- 積立利率とは、積立金に適用される利率をいい、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法






用語について

基準金利	年金の種類、据置期間、年金受取期間等に基づき定まる当社所定の期間を残存期間とする契約通貨に応じた国債*1の複利利回りの平均値 *1 円建の場合：日本国債、米ドル建の場合：米国債、豪ドル建の場合：オーストラリア国債	
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率(契約通貨に応じた範囲内*2で設定) *2 円建の場合：-0.5%～+1.0%、米ドル建・豪ドル建の場合：-0.5%～+1.5%	
保険契約関係費率	新契約費率	ご契約の締結に必要な費用 ※円建の場合、新契約費率は控除されません。
	維持費率	ご契約の維持に必要な費用
	死亡保障費率	死亡給付金のお支払いに必要な費用

- 適用された積立利率は、据置期間、年金受取期間を通じて一定です。
- 据置期間中の積立金額は、積立金(一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの)に対して、ご契約時に適用される積立利率によって計算されます。そのため、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

6 ご契約のお取扱いについて

契約通貨	 円建	 米ドル建	 豪ドル建	
契約年齢 (被保険者の満年齢)	契約年齢は、年金種類・契約通貨に応じた下記の範囲内となります。			
年金総額保証付 終身年金	6歳～89歳	0歳～89歳		
年金総額保証付 後厚終身年金	—	50歳～85歳		
確定年金	0歳～89歳			
一時払保険料／年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。			
①一時払保険料 (保険料単位)	最低	200万円 (1万円)	20,000米ドル (100米ドル)	20,000豪ドル (100豪ドル)
	最高	契約年齢が70歳以上の場合：5億円* ^{1・2}		
②年金額* ³	最低	10万円	円での受取：1,000米ドル／豪ドル 外貨での受取：6,000米ドル／豪ドル	
	最高	3,000万円* ^{1・2}		
保険料払込方法	一時払のみ(指定金融機関口座への送金扱いのみ)			
契約者	被保険者の3親等以内のご親族			
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。			
年金受取人	契約者または被保険者			
継続年金受取人	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受取りいただけます。 継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。 			
その他取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間の延長・短縮、基本給付(保険)金額の増額のお取扱いはありません。 ご選択されるプランによっては、上記に加え、次のお取扱いもありません。 <ul style="list-style-type: none"> ○外貨建の場合：年金受取期間の延長・短縮、積立金の引き出し、契約者貸付、年金種類の変更 ○終身年金(据置期間0年)の場合：解約・減額、死亡給付金の支払い 			

*1 円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。

*2 同一被保険者で当社が定める他の一時払定額年金保険契約がある場合は、年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

*3 年金総額保証付後厚終身年金の場合、後期年金受取期間の年金額を基準とします。

※ 具体的なお取扱いについては、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取扱いについて

■年金のお取扱いの範囲は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

● 円 建

年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢*2	年金受取期間／保証金額
年金総額保証付 終身年金	0年～10年 (1年単位)	16歳～90歳	年金原資と基本給付金額の いずれか大きい金額
確定年金	1年～10年 (1年単位)	1歳～90歳	5年・10年・15年・20年 30年・36年・40年

🇺🇸 米ドル建 🇦🇺 豪ドル建

年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢*2	年金受取期間／保証金額
年金総額保証付 終身年金	0年	16歳～89歳	年金原資と基本給付(保険)金額のいずれか 大きい金額に保証金額割合を乗じた金額 (保証金額割合：100%・110%・120%)
	5年	16歳～90歳	
	10年		
	15年		
	20年	20歳～90歳	
年金総額保証付 後厚終身年金	0年	50歳～85歳 年金額変更年齢： 55歳～90歳*3	一時払保険料と同額
確定年金	1年	1歳～90歳	10年・20年
	5年	5歳～90歳	5年・10年・20年
	10年	10歳～90歳	

*1 据置期間0年の場合、年金の受取開始は、年金種類に応じて次のとおりとなります。

- ・年金総額保証付終身年金：最短でご契約の2ヵ月後(年金受取回数が年6回払、年12回払の場合)
- ・年金総額保証付後厚終身年金：1年後

*2 年金受取期間または受取保証部分の期間満了時の被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

*3 年金受取開始年齢から5年～20年の範囲内(1年単位) での指定となります。

※円建において、年金開始日において年金額が10万円に満たない場合には、年金によるお支払いを行わず、年金受取開始日前日末の積立金(年金原資)に市場価格調整を適用した金額をご契約者にお支払してご契約は消滅します。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

■年金のお受取りにかえて一括でお受取りいただくこともできます。この場合、市場価格調整が適用され、受取総額が一時払保険料を下回る可能性があります。

■1年間の年金の受取回数は、次の中からご選択いただけます。

	年金受取回数		年1回払	年2回払 (6ヵ月ごと)	年4回払 (3ヵ月ごと)	年6回払*1 (2ヵ月ごと)	年12回払 (1ヵ月ごと)
	契約通貨	受取通貨					
1回の 最低受取額	円建	円	10万円	5万円			3万円
	米ドル建 豪ドル建 *2・3	円*4	1,000ドル	500ドル			250ドル
		外貨	6,000ドル	3,000ドル	1,500ドル	1,000ドル	500ドル

*1 円建の場合、年金の受取月を奇数月にすることができます。

*2 単位：契約通貨(米ドルまたは豪ドル)

*3 年金総額保証付後厚終身年金の場合、前期年金受取期間中は金額にかかわらず年1回払となります。

*4 「年金円支払特約」を付加する必要があります。

※円建で据置期間0年(即時払年金特則付加)の場合、年1回払はご選択いただけません。

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。

※1回の最低受取額は、将来変更されることがあります。

9 保障内容(死亡給付金のお支払い)について

給付金の種類	お支払いする事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例
死亡給付金	被保険者が 据置期間中に 亡くなられたとき	被保険者が 亡くなられた日における 次のいずれか大きい金額 ・基本給付(保険)金額 ・積立金相当額 ・解約払戻金相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始の日からその日を含めて 3年以内に被保険者が 自殺した場合 ・重大事由により ご契約が解除された場合 等

10 特約について

後厚終身年金特約(米ドル建/豪ドル建)

 米ドル建  豪ドル建

- ご契約時に年金総額保証付後厚終身年金をご選択の場合、この特約が付加されます。
- 年金額変更年齢は最長90歳となり、年金受取開始年齢から5年～20年の範囲内(1年単位)でのご指定となります。
- 指定された年金額変更年齢における年単位の契約応当日を「年金額変更日」として、年金額変更日の前日までを前期年金受取期間、それ以後を後期年金受取期間とします。
- 年金受取期間における年金受取額は、前期は一時払保険料の1%を基準とした金額、後期は前期と比較して大きい金額となります。

※この特約のみの解約はできません。

保険料円入金特約

 米ドル建  豪ドル建

外貨建の保険料を円で払込むことができます。

円支払特約/円支払特約Ⅱ

 米ドル建  豪ドル建

解約払戻金・死亡給付金等を円で受取ることができます。

※米ドル建の場合は「円支払特約」、豪ドル建の場合は「円支払特約Ⅱ」が付加されます。

年金円支払特約

 米ドル建  豪ドル建

- 毎回の外貨(契約通貨)建の年金を円で受取ることができます。
- この特約の付加による円での受取り後は、外貨での年金受取はできません。


新為替ターゲット特約

 米ドル建  豪ドル建

- 年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日(為替判定日)の為替レートが、あらかじめ設定された為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安となった場合は円で年金を受取り、円高となった場合は外国通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、50円～200円(1円単位)で設定でき、設定後に変更することもできます。
- 外国通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受取りとなります。
- 外国通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または外国通貨で引出すことができます。

※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、外国通貨による据置年金および利息の全額を受取りとなります(年金受取人からお申出があった場合は、円による受取りに変更することができます)。

新遺族年金支払特約

 円建


死亡給付金の全部または一部を、年金で受取ることができます。

年金種類は、確定年金(年金受取期間:5・10・15・20・30・36年)となります。

※特約年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※特約年金額が10万円に満たない場合には、主契約の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いして、この特約は消滅します。

保険契約者代理特約

 円建  米ドル建  豪ドル建

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

 円建  米ドル建  豪ドル建

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求(代理請求)を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

※米ドル建の場合は「年金額確定特約」が付加されます。

※据置期間0年の場合は「即時払年金特約(特約)」が付加されます。

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

特約名	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約  米ドル建  豪ドル建	一時払保険料(相当額)	一時払保険料(相当額)の受領日	TTM + 50 銭
円支払特約  米ドル建	・解約払戻金 ・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	TTM
円支払特約Ⅱ  豪ドル建		必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50 銭
年金円支払特約  米ドル建  豪ドル建	年金	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1日のうちにTTM(対顧客電信仲値)の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

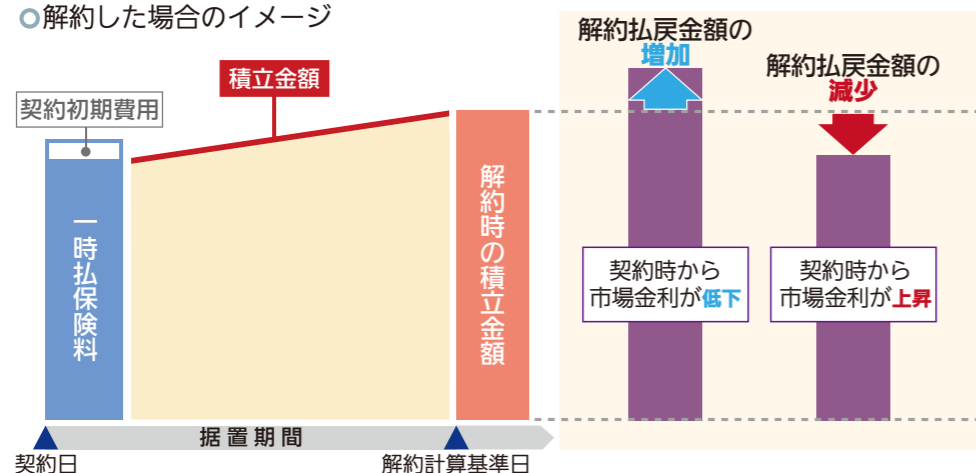
※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

11 解約等について

- 据置期間中にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。
- 基本給付(保険)金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で年金額および積立金額についても減額されます。減額後の基本給付(保険)金額および年金額が所定の金額以上での取扱いとなります。
- 年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受取りいただくことができます。
- **解約払戻金額や年金の一括受取額の計算に際しては、市場価格調整を行うため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

○解約した場合のイメージ



- 解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては「基準金利」を用います(「積立利率」ではありません)。計算基準日の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇した場合や0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額や年金の一括受取額が減少します。逆に、0.1%を超えて低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は増加します。

基準金利について、くわしくは [👉 契約概要](#) [5 積立利率について](#) をご覧ください。

〈計算方法〉

【解約時(据置期間中)】

解約払戻金額は、解約計算基準日*1における次の金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

【年金の一括受取時(年金受取期間中)】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日*1における次の金額となります。

$$\text{年金の一括受取額} = \text{所定の未払年金の現価*2} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

*1 完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日をいいます。

*2 所定の未払年金の現価とは、年金の種類に応じて次のとおりとなります。

- ・年金総額保証付終身年金・年金総額保証付後厚終身年金：受取保証部分の未払年金の現価(据置期間0年の場合、年金受取日後の支払期日が未到来の年金の現価を含みます)
- ・確定年金：残余年金受取期間に対する未払年金の現価

- 市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{契約日の基準金利}}{1 + \text{計算基準日*1の基準金利} + 0.1\%^*2} \right]^{\text{所定の月数*3} / 12}$$

*1 解約時は解約計算基準日、年金の一括受取時は年金一括受取計算基準日となります。

*2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日～15日、16日～末日)と計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数(0.1%)を設定しています。

*3 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了または受取保証部分の期間満了までの月数などをもとに計算します。

※円建の場合、市場価格調整率は、40%を上限とし、-40%を下限とします。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数(0.1%)について

この所定の係数により、「計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、計算基準日の積立金または未払年金の現価に対して、経過年数(解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」)に応じて一定率が控除されます。

例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.27%	1.17%	1.07%	0.98%	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%

※年金受取開始年齢：65歳、年金の種類：10年確定年金、据置期間：10年、契約通貨：米ドルで計算しています。

くわしくは [👉 ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意ください事項を記載しています。

▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。
また、契約通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

🇯🇵 円 建

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、**一時払保険料の4%を一時払保険料から控除します。**

【保険期間中の費用】

契約初期費用以外に据置期間・年金支払期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

🇺🇸 米ドル建 🇦🇺 豪ドル建

【ご契約時の費用】




ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、**一時払保険料の5.5%を一時払保険料から控除します。**

【保険期間中の費用】

年金支払時の費用として、**毎年の年金支払時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。**なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

■ 特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

契約通貨	適用為替レート	
 米ドル建  豪ドル建	保険料を円貨で払込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50 銭
 豪ドル建	死亡給付金等を円貨で受取る場合 【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50 銭

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

■ 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

⚠️ 解約時や年金の一括支払時、受取額等が一時払保険料を下回ることがあります。市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金支払期間中の年金の一括支払額等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

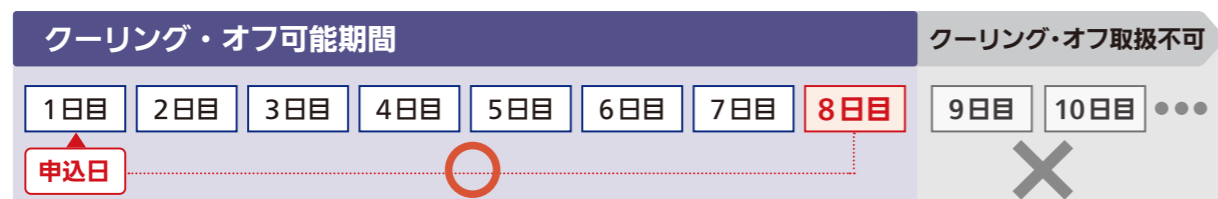
⚠️ 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスク

契約通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認ください、余裕資金をもってご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

■ 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

■ 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお払込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。

■ 外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨* ¹	円貨* ³
付加しない場合	外貨* ²	外貨* ⁴

- *1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- *2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損（益）

■ **次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**

- ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③ 既契約の内容変更である場合

■ 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 お申込み時にご報告いただく事項（告知）について

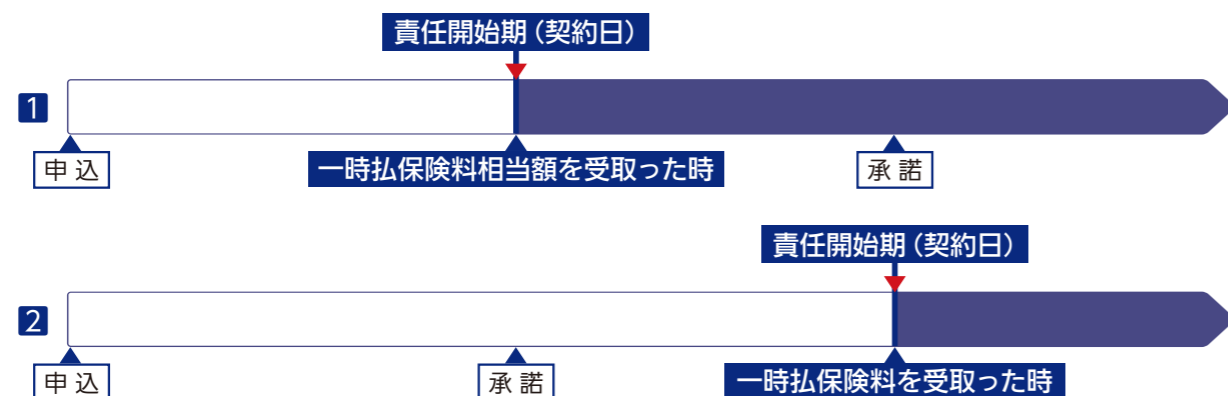
■ ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

■ 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

3 保障を開始する時期について [責任の開始]

■当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合は、当社は一時払保険料(相当額)を受取った時からご契約上の責任を負います。



■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした(未遂を含みます)とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となったとき
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

■当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

■保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。

■指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

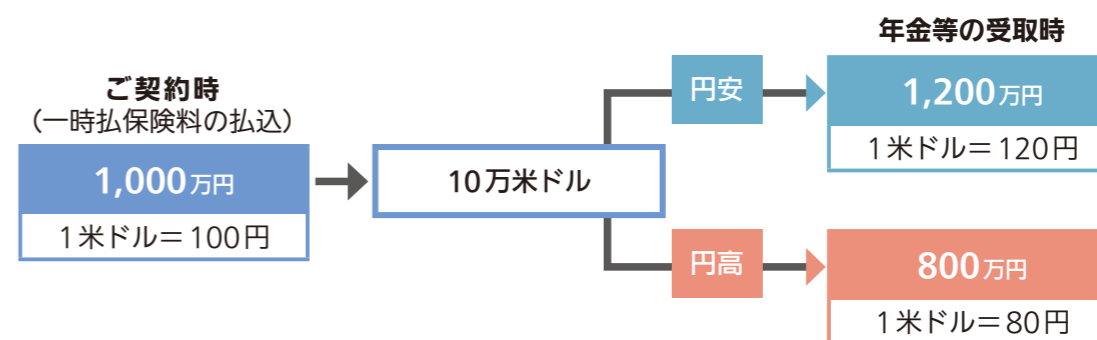
6 為替リスクについて

米ドル建

豪ドル建

■契約通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。

〈為替リスクの例(米ドル建の場合)〉



■年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の受取額を下回ることがあります。

■為替相場の変動により年金等の総受取額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。

7 元本割れが生じる場合について

次の場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

- 解約した場合、ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額の計算方法について、

くわしくは  **契約概要** **11** **解約等について** をご覧ください。

- 据置期間が短いご契約の場合、または適用される積立利率が低い場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

● **円建** **上記に加え、次の場合にも元本割れが生じ、不利益となることがあります。**

- 年金支払開始日前日に、年金の種類等を変更した場合、年金原資は市場価格調整を適用して計算されるため、その金額は増減します。したがって、変更後の年金原資は一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

8 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 税金のお取扱いについて

■ 税務のお取扱いは2024年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。
 なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■ 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

〈ご契約時〉

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

〈年金支払開始日前〉

解約払戻金(解約差益)に対する課税

年金種類	契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
年金総額保証付終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	
確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

※年金総額保証付終身年金(据置期間0年)および年金総額保証付後厚終身年金の場合、契約日が年金支払開始日となるため、解約の取扱はありません。

死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

※年金総額保証付終身年金(据置期間0年)および年金総額保証付後厚終身年金の場合、契約日が年金支払開始日となるため、死亡給付金の取扱はありません。

〈年金支払開始日以後〉

年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(雑所得) + 住民税
年金総額保証付後厚終身年金		
確定年金		所得税(一時所得) + 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。
 また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

 米ドル建  豪ドル建

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきまして、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象		換算基準日	適用為替レート*
保険料		一時払保険料の受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB(対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM(対顧客電信仲値)
年金		年金支払日	TTM(対顧客電信仲値)
年金の一括支払		必要書類の当社到着日	TTM(対顧客電信仲値)
解約払戻金	源泉分離課税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTB(対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTM(対顧客電信仲値)

* 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお申込みいただいた金額となります。

※特約の付加により円でお受取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■ 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

円建  0120-037-560 米ドル建/豪ドル建  0120-001-262

受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

✉ お客さまへの送付書類のご案内

ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、**内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。**

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

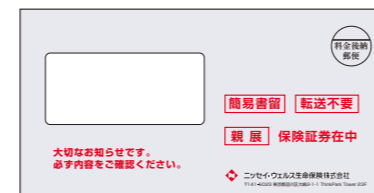
ご契約成立時

●保険証券・生命保険料控除証明書

お申込みから10日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留でお送りします。ご契約内容が記載されておりますので、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

※お申込み手続きの状況により、さらに日数がかかる場合があります。

●保険証券用封筒



●マイナンバー(個人番号)申告書

ご契約成立の翌月以降に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。**必要書類を貼り付けのうえ、ニッセイ・ウェルス生命までご返送ください。**

※マイナンバーをニッセイ・ウェルス生命にご登録済の場合など、送付の対象外となることがあります。

据置期間中

ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末*に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。

ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。

*円建年金(AII型)の場合：契約応当日の前々月末

年金受取開始時

年金お支払いのご案内

年金受取開始日の3ヵ月前に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。

年金受取の予定(受取回数・受取日・年金額等)をご確認いただけます。

年金受取期間中

年金お支払い状況のお知らせ

毎年12月または翌年1月*に、年金受取人宛に普通郵便でお送りします。

毎年1月～12月にお支払いした年金額、必要経費等をご確認いただけます。

税務の申告時にご活用いただけます。

*12月にお受け取りの可能性のあるご契約については、翌年1月にお送りします。

💻 WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をWEB版でご提供しております。WEB版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて**閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」**です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことから記載したものです。
必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

WEB版の特長 ▶ 常時閲覧可能・冊子での保管不要・拡大して閲覧可能

WEB版の閲覧方法

該当商品の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。




スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

積立利率金利連動型年金 (AII型)	積立利率金利連動型年金 (米ドル建) 年金額確定特約付	積立利率金利連動型年金 (豪ドル建)
円建	米ドル建	豪ドル建
		
www.nw-life.co.jp/shiori/g01/	www.nw-life.co.jp/shiori/g04/	www.nw-life.co.jp/shiori/g17/



ホームページから閲覧する場合

- 1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「 WEB版 ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。
- 2 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

📖 冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、冊子をお送りいたします。お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。



ニッセイ・ウェルス生命
カスタマーサービスセンター

円建 ☎ 0120-037-560

外貨建 ☎ 0120-001-262

受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。